

法務省 民 二 第 2 9 9 3 号
民 商

平成 2 3 年 1 2 月 1 2 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行について（依命通知）

登録免許税法（昭和 4 2 年法律第 3 5 号）に係る事務については、昭和 4 2 年 7 月 2 2 日付け法務省民事甲第 2 1 2 1 号民事局長通達「登録免許税法の施行に伴う登記事務の取扱いについて」等により取り扱われているところですが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 1 1 4 号。以下「改正法」という。）が本月 2 日に公布されるとともに、施行され、これにより、登録免許税法が下記のとおり改正されましたので、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 登録免許税法第 3 1 条第 1 項中「掲げる」が「定める」と改められた（改正法第 5 条）。
- 2 登録免許税法第 3 1 条第 2 項中「1 年」が「5 年」と改められた（改正法第 5 条）。
- 3 1 及び 2 については、施行日の翌日以降に受ける登記等に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第 3 1 条）。